

新潟県村上市 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

○人口構造

当市の総人口は、令和2年国勢調査で 57,418 人であり、年齢別人口（三区分）では 0～14 歳の年少人口は 5,520 人（総人口の 9.6%）、15～64 歳の生産年齢人口は 29,273 人（同 51.0%）、65 歳以上の高齢人口は 22,625 人（同 39.4%）となっている。

平成 27 年の前回調査に比べ、総人口は 5,024 人、8.0%減少しており、総人口に占める割合は 0～14 歳の年少人口で 1.0 ポイント低下、15～64 歳の生産年齢人口で 2.8 ポイント低下、65 歳以上の高齢人口は 6.1 ポイント上昇している。

○産業構造

当市の産業構造は、令和2年国勢調査で就業人口に占める第1次産業の割合が 8.9%（全国 2.2%）、第2次産業の割合が 31.6%（全国 23.4%）と全国平均より高く、中でも第1次産業では農業が 7.6%（全国 2.9%）、第2次産業では製造業が 19.5%（全国 15.9%）を占めている。

当市は、製造業を中心とした経済構造をなしており、令和3年経済センサス-活動調査（従業員4人以上）で事業所数 132 所、従業員数 4,434 人、出荷額等 941 億円、付加価値額 487 億円（付加価値率 51.7%）であり、新潟県全体に対して、出荷額 2.0%、付加価値額の 2.6%を占める規模である。製造業の中でも、食料品の占める割合が最も高く、製造業全体の出荷額等の 53.7%、付加価値額の 60.5%を占めている。食料品に次いで家具・装備品、電気機械器具の割合が高い。

当市は、長い歴史と豊かな自然を活用した地場産業を有している。農業では中心産業である稲作のほか、山間部が多いという地形もあり、野菜、花卉、茶、果樹の栽培がおこなわれており、特に村上茶は北限の茶として約 400 年の歴史を有している。また、畜産も盛んで「村上牛」は新潟県のブランド牛になっているほか、水産業では、鮭が村上を代表する魚となっており、昔ながらの製法で塩も製造されている。これら豊かな農林水産資源を活用し、本市では食料品製造業が基幹産業として発展してきた。麩や塩引鮭などの農産、水産の加工品や清酒、味噌、醤油といった発酵品、まんじゅうや葡萄羹などの伝統菓子に加え、昭和 57 年に全国ブランドの食品メーカーが相次いで進出し、主力工場となっている。

昭和 40 年代後半頃からは、電子部品・デバイス・電子回路製造業及び電気機械器具製造業を行う企業が順次進出し、集積が進んだ。また、平成元年に航空機内装品製造のトップメーカーが立地すると、関連企業も相次いで進出・操業し、輸送用機械器

具製造業の集積が進んでいる。

○中小企業の実態等

当市の生産年齢人口（15～64 歳）は、令和 3 年村上市人口ビジョンでは、昭和 30 年の 55,052 人をピークに減少し、令和 27 年に 16,259 人まで減少すると予測されている。また、令和 5 年度の村上公共職業安定所管内における有効求人倍率 1.24（常用・パートを含む）が示すとおり、各産業で労働力不足が恒常化しており、経営上の不安要素となっている。

市内中小企業においては、将来的な事業の継続及び発展に向けた人材確保と併せ、慢性的な労働力不足を補完するためにも、新たな設備投資を促進して、生産性向上を図ることが喫緊の課題である。

また、市内企業の多くは、所有設備の老朽化が規模拡大や事業継続の足かせとなるケースが見受けられ、労働生産性が上がらないことが、賃金水準の低下を招いている。事業者の投資意欲を引き出し、事業環境の整備と新しい仕事への投資の流れを作り、労働生産性の向上を図るための仕組みづくりが必要である。

これらを踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日に「村上市中小企業振興基本条例」を制定し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の役割、市民の協力について明らかにした上で、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進している。

（２）目標

本市には、昭和 40 年代から企業の進出が進んだ結果、電気機械、電子部品、輸送用機器関連の集積がある。今後ますます企業間及び地域間競争が激化していくと予測される中、グローバルな競争に勝ち残っていくには、国内のみならず世界市場において最先端を行く電気機械、電子部品、自動車、航空機関連等の産業において、精密加工技術をベースとした部品・部材・製品の生産拠点としての地位を強固なものにしていくことが必要となる。

これらの業種における製品は、精密加工技術をベースとした高い技術力が必要なため、既存企業の技術力を活かしたものづくりを進めるとともに、同様の分野や関連の強い業種の誘致により産業集積の厚みを増すことで、本市内でのより一層高度で付加価値の高いものづくりを目指している。

また、本市は自然、歴史、伝統、文化に深く根差し、地域経済を古くから支えてきた産業を持っている。全国的に高齢化の進展、食に対する安全・安心の関心の高まり、介護や癒しなどの健康志向によって、地域に古くから根差した信頼のおける製品へのニーズは高まりつつある。そのため、地域の伝統や生活文化に根差し、さらには観光や農業との融合による新たな産業の展開が期待できることから、食品加工産業や木材・木製品産業等の地域資源を生かした産業の生産性向上を目指している。

これを実現するために、本計画期間内の先端設備等導入計画の認定数は 12 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市において、足腰の強い地域経済を構築するため、当市経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための先端設備等の導入を促進する。

また、小規模事業者のほとんどは経営資源が不足していることから、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会議所・商工会との連携により、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる中小企業の活性化を図る必要がある。

このため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、生産・販売活動等の用に直接供するものであり、全量自家消費を目的とするもののみを対象とする。また、景観や環境に配慮するため、市内の自己所有の工場や事務所などの敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、特定の地域に限らず、多様な業種が広域に立地していることから、本計画の対象地域は本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市では、既存企業の技術力を一層高めるとともに、既存企業の規模拡大、新規事業展開を支援しつつ、集積分野及び関連の強い分野の企業進出を誘導し、産業集積の厚みを増していくことを目指している。

また、豊かな農林水産物など地域資源を活用した食料品製造業や漆器・木材産業が集積しており、製造品出荷額で6割を占める主力産業となっている。さらには、瀬波温泉や笹川流れ、古い佇まいを残す城下町の街並みなどを核とした観光産業も盛んであることから、食品関連産業とその他の地域資源を活用した産業の積極的な連携を推進していく。

よって、本市における産業の活性化を推進するためには、精密加工技術をベースとした高度ものづくり産業及び地域資源活用産業の一層の集積を図るとともに、単一分野に依存しない足腰の強い産業構造を目標とすることから、本計画の対象業種・事業

については、全事業・全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意の日から2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組とならないよう、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる場合は認定対象としない。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業は認定対象としない。
- ・ 政治活動や宗教活動と判断される事業は認定対象としない。
- ・ 市税の滞納があるものは認定対象としない。